

社会事業としての盲教育の展開

－明治・大正期を中心として－

The Development of Blind Education as Social work

: Mainly in Meiji Era and Taisho Era

高橋 眞琴, 佐藤 貴宣

TAKAHASHI Makoto and SATO Takanori

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第30号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.30, Feb., 2016

社会事業としての盲教育の展開

— 明治・大正期を中心として —

The Development of Blind Education as Social work

: Mainly in Meiji Era and Taisho Era

高橋 眞琴*, 佐藤 貴宣**

* 〒 772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地 鳴門教育大学特別支援教育専攻

** 〒 558-8585 大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番 138 番地 大阪府立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター

TAKAHASHI Makoto * and SATO Takanori **

* Department of Special Needs Education

748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

** Urban-Culture Research Center

3-3-138, Sugimoto Sumiyoshi-ku, Osaka-shi, 558-8585, Japan

抄録：明治初期に成立する盲学校教育は、当初、開明派官僚の企図により近代公教育の一環として構想された。だが、天皇制公教育体制が確立し、富国強兵の国家目的が貫徹していく過程において、明治政府は盲児を始めとする障害児の教育を「人民相互の情誼」にゆだねるべきものとして放任したのだった。本稿では、教育の保守化、国家統制の強化が進む明治の時代状況を背景に教育制度の埒外に配置された盲学校の状況を概観するとともに、盲学校が「盲啞教育令」制定運動をはじめとして、地域社会における連携を基盤として、公教育のなかへと組み込まれていくプロセスについて考察する。

キーワード：盲教育、明治・大正期、地域社会

Abstract : The blind school education to be established early in the Meiji era was envisioned as part of modern public education at first by the project of the Kaimei group bureaucrat. But the Emperor system of Japan public education was established and in the process that the national purpose of the measure to enrich and strengthen a country accomplished, the Meiji government let the education of the child with a disability including the blind child alone as the thing which should entrust to "the humane feeling and sincerity of people each other". Here, this paper survey the situation of the blind school located in the outside of the pale of education system and considers a process that a blind school was incorporated with public education system in partnership with local communities. With the background of the times of the Meiji and Taisho that conservatization of the education and the reinforcement of the state control advance.

Keywords : The blind school education, Meiji Era and Taisho Era, Local communities

I. はじめに

本稿の目的は、明治・大正期の日本社会における社会事業としての盲教育の展開について、レビューすることで、地域社会での連携を基盤とした盲教育の確立の過程を把握することにある。

「廃人学校」として、1872年の「学制」のなかで構想されていた近代障害者教育は、1878年に開設される京都府立盲啞院として具現化する。初期の明治政府には、国民に等しく（少なくとも最低限の）教育を提供しようという革新性があった。障害児教育については、「有用」と

なりうる障害児の教育を振興し、そうなり得ないと見なしうる障害児を放置するという論理のもとではあったにせよ、盲児・聾啞児の教育は振興されていく。だが、そうした盲聾児教育の積極展開の時期は、それほど長く続かなかつた。学制に挿入されていた障害児関係の規定が教育令（1879年）の制定時に削除されたことを始めとして、20世紀初頭までに、盲者・聾者への教育は公教育制度から除外され、社会底辺層に対する社会事業（社会政策）の一部へと編入されていくのである。

当時、多くの盲啞学校が篤志家や宗教家の寄付を得て、各地に次々と設立されたが、そのどれもが小規模で財源

に乏しく、例外なく経営困難に直面していた。そのために、鍼按等の免許をもつ校長や校主が、少額の給与や無報酬で、学校運営財源や自らの生活費の確保のために、校務のない時間帯に働いて、収入を得たりもした。そうした切迫した状況の中、各盲聾学校は、地域社会に働きかけ、安定的な支持基盤を得ることで、かろうじて自主財源を確保して廃校を免れてきたのである。

そうした不遇な時代をくぐり抜け、盲学校は聾学校と共に、盲啞教育令でその分立・設置が義務化され、戦後の新教育制度のもとで、就学義務も定められることにより、戦後公教育制度のなかに、明確な位置を得るのである。

II. 盲人保護としての「廢人学校」

日本における近代学校教育としての障害児教育は、欧米特殊教育からの影響の下、盲児および聾啞児の教育として開始され発展していく。その折に、大きな役割を担ったのが、田中不二麿や福沢諭吉、森有礼や内村鑑三など開明派の官僚や知識人たちだった。彼らは、留学や遣米・遣欧使節団への参加を通して、欧米の障害児教育を見聞し、政府に対して、欧米特殊教育を手本とする障害児学校設置の必要性を進言していた。例えば、1861年の遣欧使節団に参加した福沢諭吉は、1866年に公刊した『西洋事情初編』において、「啞院」や「盲院」を紹介している。そのような人々のなかでも、長州藩の留学生として、イギリスでの大罪経験をもつ工学頭(工部頭)の山尾庸三は、建白書『盲啞学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書』(1871年)を太政官に提出し、盲教育・聾教育の振興策を具体的に提案している。

同建白書において、山尾はまず、「是等ノ窮民自ラ存スル能ハズ他人ノ救恤ヲ仰ギ僅ニ口ヲ糊スルト雖モ凶年飢饉往々凍餓ノ死ヲ免ルル能ハズ」という日本での盲人、聾者の境遇に触れ、その上で、「之ヲ学校ニ入レ文学算術工芸技術各適宜ノ教導ヲ施シ」ていたイギリスの障害児教育の状況に言及する。そして、「我国ノ盲啞ト雖モ教育宣ヲ得バ亦何ゾ然ラザラン」と述べ、とりわけ「適宜ノ工芸ヲ授与」すれば、「是レ無用ヲ転ジテ有用トナシ国家経済ノ道ニ於テ万一ノ裨補無クンバアラズ而シテ彼等各其力ニ食ミ世上ノ良民ト共ニ自主ノ権ヲ得」と主張し、西洋諸国にならって、盲啞学校を設立するように、太政官に建白したのである(中野・加藤, 1967: 134-135)。

むろん、それ以前に、障害者が全く教育的な営みから排除されていたというわけではない。江戸時代、寺子屋で教育を受ける障害者は、少なくなかった。「乙竹岩造によって集められた3,090人に及び各地古老の寺子屋教育に関する追憶記録によると、3,090校のうち、実に226校が盲・聾啞児を主体として、肢体不自由児なども含め

た障害児を在籍させていた。これを江戸だけに限定すると、45の調査校中、11校もが障害児を通わせていた」(荒川他, 1976: p.31)のである。一方、盲人の教育については、どうか。杉山和一は、1689年に將軍綱吉からの援助を得て、鍼治講習所を開き、門人の教育を始めている。江戸に限ったことではあるが、1700年前後に、この講習所は45カ所まで増加する。盲人に対する教育機関が整備されることで、これ以後、鍼按業にたずさわる盲人は、急速に増加していく(谷合, 1996: p.77)。さらに、幕藩制社会においては、京都におかれた職屋敷を中心に、当道座を形成し、芸能や医業を専業とした盲人たちは、後継者養成のための徒弟教育制度をその内部に確立していた。芸能・医業における徒弟教育は、近世後期に家元制度のもとで発達し、近代学校としての盲学校が創立されてくる明治以後も、しばらく存続した(加藤, 1972)。

これらの事情を加味すれば、工学頭として、殖産興業政策推進の中核を担っていた山尾が企図したのは、「盲啞の障害者を伝統的な芸能・医業の徒弟として教育するのではなく、また、聾啞者などを文章に関連した仕事に従事させるのではなく、近代的な職業技術教育を施すことによって、近代産業に従事しうる労働者として育成」(堀, 1997: pp.264)することだったと考えることもできる。つまり、堀の解釈を踏まえるなら、山尾が盲教育・聾教育の振興に尽力した背景には、旧来から「不具者」「廢疾者」と見なされてきた「盲啞」であったとしても、教育を施すことで社会進歩の一翼を担う「有用」な近代的労働力になりうるとの信念があり、そうした信念は、西欧特殊教育の直接的な見聞によって培われたのだと見ることができるといえることである。

山尾が太政官に建白書を提出した翌年の1872年、近代学校制度を規定した日本初の教育法令である学制の公布により、近代公教育制度が誕生する。その第21章には、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」という国民皆学(人民普通教育)の理念に基づき、尋常小学、女児小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学などとならんで障害児のための学校として「廢人学校」が規定された。中野と加藤は、この「廢人学校」という名称について、対象として想定されている人々に対する伝統的な「廢人観」から与えられた包括的な表現であるとし、それは盲・聾などいくつかの個別的学校を規定することに対する関係者大多数の消極的な姿勢を示すものだと指摘している(中野・加藤, 1967: p.166)。だが、ここで確認しておくべきことは、むしろ消極的になされたにせよ、なぜ、学制において、「廢人学校」が「小学校」と並列的に規定されなければならなかったのかという点である。少なくとも堀のように、産業資本主義の育成を図ろうとする官僚や知識人が、「有用」となりう

る障害者を「近代産業に従事しうる労働者として育成」しようとする中で、「廃人学校」は構想されたのだと一部の有力者や資本家階級の恣意に仮託して説明するだけでは、必ずしも十分とは言えない。日本社会の近代化プロセスにおけるいわば機能的要請として、「廃人学校」が構想されてくる必然性にこそ、目を向けるべきなのではないだろうか。

一般的に、近代化に向けた諸政策は産業構造の転換を促進し、家族の核家族化や村落共同体の解体といった社会変動を惹起する。そうした社会変動は、ゲマインシャフト的な共同体を解体し、人々を「無力な裸の個人」へと変えてしまう。「無力な個人」の発生は、近代民主国家が対応しなくてはならない社会問題としての性格を帯びることになる。こうした社会問題に対処する必要から、近代国家には福祉国家として成熟していくことが機能的に要請されてくる（武川，1999）。確かに、この後、日本近代盲教育は、国家責任を民間へと転嫁し、慈善事業として形成されていく。すなわち、盲啞者のための学校創設とその運営は、「官財」によってではなく、民間のボランティアズムに依拠して「天下好善ノ人」の寄付金でまかなうべきものとされたのである。しかし、このように考えてみるならば、学制での「廃人学校」規定は、維新以後に認識された貧民盲人増加という新たな「社会問題」に対して明治新政府が採用した一つの介入方策であったと見ることもできるだろう。

初期の西欧福祉国家は、アサイラムを建設し、そこに貧民や障害者を収容した。その後、障害種別ごとに組織された専門家主導の民間福祉法人が、障害者サービス給付の担い手として台頭する。一方、幕藩体制下の日本にあって、盲人は、農民家族や村落共同体に扶助されるか、都市部に置いて座頭・瞽女などの芸能ないしは鍼治・按摩を生業とした。また、利害衝突を回避し共通の利益を保護するために形成された当道座は相互扶助的な機能を果たした。しかし、明治維新による産業構造の変容は、盲人を包摂していた共同体を瓦解させ、1871年の太政官布告により、当道座は、それに代わる代替的な生活保障の手段をなんら持たぬまま、解散へと追い込まれてしまう。このように、維新を通じた社会・経済変動は、盲人の生活を大きく動揺させ、窮迫化したのだった。つまり、こうした近代西欧国家の歴史を想起するなら、「廃人学校アルベシ」という文言は、西欧の国家体制の模倣により盲人保護を企図して設けられた規定であったと考えることもできる。その意味で、学制における同規定は、後発近代国家日本における福祉国家化への胎動を示す指標としても理解することができるだろう。いずれにせよ、学制における「其外廃人学校アルベシ」という規定が、通常の学校体系から分離され、今日まで続く障害児対象の特別な学校教育の基盤を準備したということは間違い

ない。

III. 近代障害児教育の幕開け

近代教育としての障害児教育は、1878年の京都府立盲啞院（現在の京都府立盲学校・聾学校）及び1880年の東京の楽善会訓盲院（現在の筑波大学付属盲学校・聾学校）の開設をもって、実質的に開始される。前者は、府の開明制作のもと、盲児をもつ父兄の教育への萌芽的要求を寺社・町役人層が支持する形で設立され、一方、後者は、開明派の士族、官僚層を担い手とするキリスト教慈善事業によって発足する（芦田，1982：p.19）。尚、京都盲啞院は、翌年府会により、一部補助金が支出されて府立となり、1889年には、京都市に移管されている。また、楽善会訓盲院も開設後すぐ、聾啞生の教育に着手し、1884年に訓盲啞院と改称し、さらに1885年には文部省の直轄学校に移管して、1887年に東京盲啞学校と改称している。

では、これらの学校はいかなる方針・方法のもとでどのような内容の教育を行っていたのか。盲児の教育についてのみ確認しておこう。京都盲啞院の教育内容は、「開業に先立って定められた盲啞学校仮校則・教則・課業表」に定められた。それは、「京都府下の小学校下等級校則・教則・課業表に準拠して簡略にし、新たに、盲・聾啞児の特性に応じた簡条を付け加えたもの」（文部省，1978：p.78）であった。また、楽善会訓盲院では、「教科目は、習字、素読、講義、語誦、数学、作文、音楽等を生徒の年齢など発達に応じて授け、教授方法は、『普通小学ノ体裁ニ倣ヒ更ニ実地ニ就テ、盲人適宜ノ酌量ヲ加フベキ者』（文部省，1978：p.86）とした。このように見ると、いずれも、小学校の教育課程を踏襲した教科・科目編成に加えて、現在の自立活動に当たる領域が特設されていたことが分かる。だが、実際のところ、京都盲啞院が盲・聾啞児の特性に応じた自立活動的な内容に重点をおいた指導を行っていた一方で、楽善会訓盲院では、普通小学校に準じた教科・科目の指導が重視されていた。では、双方の職業教育はどのようなカリキュラムのもとで行われていたのか。京都盲啞院では、1880年に工学科を置き、視覚障害者に音曲、按摩術、紙撚細工の三科を兼修させ、楽善会訓盲院では、1882年から視覚障害生徒に箏曲、鍼治を正課としている。その後、両者は交流を重ね、互いの教育方針に学ぶことで、今日の盲学校教育の基盤を築いていく（東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校，1976：pp.11-13）。

社会生活に必要な力を習得させることも、近代教育の主たる目標の一つであろう。草創期の盲教育者たちもまた、文書の読み書きを身につけさせるための教育を試みている。だが、視覚に障害をもつ盲児の読み書き教育の

指導には、多くの創意工夫を必要とした。1845年、大規模な寺子屋である「白景堂」に生まれた古河太四郎は、上京第19区長であった熊谷伝兵衛の隣家にいた聾姉弟の指導を始めたが、その「いん哑教場」に盲児も加え、著しい教育成果をあげた。その後、1878年に、日本初の盲哑院の初代院長となるが、盲児・聾児の観察を極め、線書の凸出文字・こより文字・松脂文字・ろう盤文字・五十音符号文字などを考案した他、文字を書くための用具として線条筆記用具なども工夫している。(京都府立盲学校資料室、2015) 一方、楽善会訓盲院では、凸字教科書を作成し、読み書き教育を続けていた。とはいえ、盲生に与えられた当時の教科書は師範学校編纂の小学読本を漢字仮名交じり文のまま凸字本としただけのものに過ぎなかった(岡本、1997)。

訓盲院が訓盲哑院と改称する1887年頃、東京盲哑学校教諭の小西信八は、当時の東京教育博物館館長である手島精一から、ブライユ点字を紹介される。手島は、フィラデルフィアで開催された万国博覧会(1876年)やロンドン万国衛生博覧会(1884年)に出張し、盲哑教育の諸器具を持ち帰っており、この中に、ブライユの本もあった。小西は、早速ブライユ点字による教育に取り組み始める。そして、1890(明治23)年には、石川倉次や遠山邦太郎、盲生の伊藤文吉や室井孫四郎らの試行錯誤により、「日本訓盲点字」が考案され、翌1891年には、京都市立盲哑院においても、この日本訓盲点字が使用されるようになる。それ以降、凸文字による教育は徐々に衰微し、点字を用いた教育が盲児への一般的な教育方法として徐々に受容され、定着していく(東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校、1976: pp.22-23)。このように、日本の盲教育方法論は、欧米の教育技術の導入をきっかけとして発展するのである。

IV. 社会事業としての盲教育

明治20年代の半ば以降、盲学校・聾学校の設置数は、急激に増加し、明治末までには、日本の各地域(道府県・植民地下)にはほぼ1校開設といってよい状況にまで到達する(平田、2003: pp.115-118)。この急激な設置数の増加の背景には、日露戦争により多くの失明軍人が生まれたことで、盲人処遇が社会問題化したという事情もあった。だが、より重要なポイントは、①1890年の第二次小学校令で盲学校・聾学校が「小学校二類スル各種学校」と規定されたことで、市町村からの設置認可を得られやすくなったこと、②「鍼灸按摩営業規則」が西洋医学を加えた試験免許制になり、営業の取締りが強化され試験に必要な知識・技能をより体系的に教授する必要が生じたことなどがあった(荒川他、1976: p.52)。

だが、①について言えば、後述するように、「小学校二

類スル各種学校」という規定は、行政からの財政援助を約束するものではない。新たに設立された盲哑学校は、その大部分が、篤志家の援助や寄付によって、あるいはキリスト教主義による慈善救済事業の一環として設立された私立の学校であり、それゆえ小規模で、財政的に不安定なものが少なくなかった。

学制に代わって制定された1879年の教育令では、障害児対象の学校に関する規定は削除されたが、その教育令も、初代文部大臣森有礼による1886年の学校令制定をもって廃止される。そして、1890年の第二次小学校令(第40-42条)において、市町村立および私立の「盲哑学校」は、「小学校二類スル各種学校」として再度規定され、第三次小学校令でも同様の規定は踏襲されていく。しかしながら、そうした法的規定は、通常の小学校制度の外部に盲聾哑学校をいわば傍流として位置づけたに過ぎず、国庫補助による財政的裏付けの保障をなんら意味するものとはならなかった。その背景には、障害児の教育をも振興しようとしていた自由民権運動に対抗する流れのなかで、内務省が障害者を社会的にも教育的にも切り捨てていく放任政策に転じたことの影響があった。

この頃は、小学校への就学奨励・勧奨策がとられた時期である。小学校令の規定においては、各市町村に尋常小学校の設置を義務づけ、普通児の就学義務を強化した。貧困層に対しては、経済的援助が実施され、簡易課程・夜間課程など労働と就学を両立させるための教育的仕組みも用意された。そして、義務教育年限が6年に延長される1907年までに、小学校の就学率は98%まで上昇する。その一方で、「各種学校」として位置づけられた盲哑学校の設置については、各市町村の意向に委ねるものとされた。その上、第一次から第三次までの小学校令を通して就学猶予・免除制度が整備され、瘋癲・白痴・不具・廃疾のため学業を修めることができないとされた児童に対しては、就学免除規定の適用が通常の措置となっていく(村田、1997: p.20)。このように、就学猶予免除規定の制度化にともなって、府県立以下の私立「盲哑院」は、1898年の内務省官制により、文部行政の対象から切り離され内務省地方局の管轄へと位置づけられていくのである*⁽¹⁾。

このような経緯により、貧児・病児とともに、障害児は教育から除外され放任されていく。要するに、盲哑学校の設立・運営は学校教育の枠組においてではなく、社会事業の一環として行われていくようになるのである。そうした状況下で取り組まれた盲哑学校の設立運動の担い手について簡潔に述べておこう。

最初に指摘すべきなのは、盲哑学校の設立にあたって宗教家が果たした役割の大きさである。先述したように、盲哑学校設置運動に携わった人々の多くがキリスト教徒

であり、校長や教員がキリスト教徒であるという学校も少なくなかった。楽善会訓盲院の他、たとえば、英米の聖公会の主導により函館訓盲院、横浜基督教訓盲院、岐阜訓盲院などが設立された。また、佛教寺院が（キリスト教徒によって設立された学校であったとしても）その敷地を提供するなどして諸資源において、まったく脆弱な盲啞者の学校・教育を施設・設備面から支援した事例も見られた。だが、宗教的慈善事業としてのみ盲啞学校が設立・運営されてきたということでもない。明治中期から大正にかけての盲学校の設立経緯は主に二つのパターンに分類できる^{*(2)}。

一つは、医師の関与のもと、鍼灸術を営む盲人のイニシアチブによって設立された盲学校がある。医療制度の近代化に対応して、1890年前後に、「盲人の業となすべき鍼灸治療を研究」する目的で、多くの鍼灸教育組織が作られる。それらは、宗教家やいわゆる名望家からの財政援助を得て、鍼灸業者あるいは同業組合による経営という形で設立された私塾であった。例えば、新潟県立高田盲学校（1887年設立の高田盲人矯風研技会が母体）や横浜市立盲学校（1889年設立の横浜盲人講習学校が母体）あるいは八戸盲学校（1891年設立の東奥盲人矯風会が母体）のように、いくつかの盲学校は、そうした私塾を母体として創設された（加藤、1972：p.32）。

もう一つが、小学校の校長や教員たちの協力によって開設運営された盲啞学校である。例としては、松本訓盲院や福島訓盲学校、東海訓盲院や豊橋訓盲院、長崎盲啞院などがある。これらの小学校教育関係者が、その教育に、多く携わった学校の特徴は、盲人主導の学校が鍼灸術の基礎的教養として、医学・生理学・解剖学等を教授することを重視したのとは対照的に、小学校と同等ではないとしても、一般の子どもに近い教育内容に重点をおいた科目が提供されていたという点である。すなわち、これらの学校では、盲啞者もまた健聴者や晴眼者と同様の社会構成員であるとの認識に立って、職業教育のみに関心を限定するのではなく、基礎教育を重視する科目編成がとられていたのである。このように、幾人かの小学校校長は、自発的に、あるいは盲啞学校創設関係者からの要請により、盲学校の校長を兼務し、その運営に関与した。また、盲学校の教育内容の一部を分担し、寄付金の調達に協力する小学校教員も現れた。しかし、「学校制度あるいは教育政策上は、盲啞児を学校から排除しながら、制度内の構成員である学校や教員が師範学校附属小学校や県教育会において公式・非公式に指導を試みる」（中村・岡、2011：p.13）というのが、当時の盲啞教育のおかれた一般的な状況であったのである。

さらに、就学率も低調で、1910年から1920年までの間に、盲児の盲啞学校への就学者数は全国で185人（女子66人、男子119人）、就学率は、わずか4.67%であり、

1920年になっても254人（女子73人、男子181人）、8.53%にすぎなかった（中村・岡、2011：p.23）。明治前期社会において、盲人には半ば家族扶養に支えられながら、なお比較的安定していた近世以来の職業がわずかに残されていたために、盲児の親たちの教育要求は当然学校よりも芸能・鍼灸の弟子に向けられた。そして、大多数の貧しい階層にあっては、短期間で収入を得ることのできる按摩徒弟の道を選んだ。こうした事情が、盲啞学校の就学率を低い水準に押しとどめてもいたのである。

V. 「盲啞教育令」制定運動

20世紀初頭になると、盲啞学校の設立運動に合わせて、関係者による行政に向けた運動も活発化する。その際、盲啞教育関係者たちが運動の達成目標として掲げたのが、「盲学校及聾啞学校令」（以下「盲啞教育令」）の制定である。特に、日露戦争後に盲啞教育令の制定に向けた運動は本格化する。具体的な運動目標を大別すれば、そこで目指されたのは、①盲学校・聾啞学校の分立であり、②盲・聾啞教育の義務制化、公教育化、国庫補助の配分であった。

1899年、東京盲啞学校長の小西信八は、「東京盲啞学校ヲ盲学校聾啞学校ノ二校ニ分設スルニ付キ上申」なる意見書を文部大臣の樺山資紀に上申した。その際、分離提唱の主な理由として、盲教育と聾教育とはその教育方法が異なるので、同一校舎では不都合が多いことを挙げた。また、京都市立盲啞院長の鳥居嘉三郎も、「盲と啞とは元来……全然其性情を異にする事は申迄も無之従て之れを教育する……全然相異なるべきは理の当然に有之候已に性情を異にし方法を異にする以上は之れを同一の場所に於て教授すべからざることは無論の儀と被存候」（盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集委員会、1978：p.125）と述べ、1905年、京都市長に対して、「京都市立盲啞院を盲生井に聾啞の二部に分離するの儀上」なる上申書を提出したのだった。しかし、これらの上申はすぐに実現されるまでには至らなかった^{*(3)}。

そこで、1906年、鳥居嘉三郎と小西信八、私立大阪盲啞院長の古河太四郎の三校長は連名で文相牧野伸顕に、「盲人学校並二聾啞学校設置準則ノ件」を建議した。そこでは、「盲啞ノ教育ハ、盲人学校、聾啞学校ト分設スル」ことならびに、「高等小学校規模の盲人学校、聾啞学校を各府県に設けること」を記し、盲啞学校の分離設立を提唱した（慎、2008）。確かに、この建議もまた、直ちに実現するというはなかつたが、後の運動に大きな影響を及ぼすことになる。その後、盲聾教育関係者によって設立された全国盲啞教育界は、1907年以来、全国盲啞教育大会を毎回開催し、その度に、盲啞教育令の制定を要求した。第一次世界大戦後、盲啞教育令制定運動は

戦時・戦後の経済変動により窮迫する盲聾学校の財政状況を背景に組織化の度合いを強め、益々高揚する。1920年の第7回全国盲聾教育大会では、運動の中核組織として、「盲聾教育令発布期成会」を成立させ、運動を加速していく。その一方で、聾啞者や盲人も日本聾啞協会や全国盲人大会といった当事者団体を結成し、各府県による学校設置義務（盲聾学校の公立化）を求めて帝国議事に請願運動を行うなど、積極的に独自の活動を展開したのだった（平田，1989）。

運動が先鋭化し、広がりを見せはじめるなか、文部省もこの情勢への対応を余儀なくされる。「盲聾教育」を管掌事項としていた文部省普通学務局第四課（＝社会教育課）は川本宇之介を中心に「盲聾学校令」の草案を作成し、「特殊児童」の教育振興を政策側から推進した。そして、加藤友三郎内閣において、1922年立法化に着手、翌1923年8月に、「盲学校及聾啞学校令」ならびに「公立私立盲学校及聾啞学校規程」が公布され、ここに、盲・聾教育の義務化・公教育化は実現を見る。盲聾教育令においては、道府県の盲・聾学校の設置義務と経費負担、普通教育課程の必置、初等部・予科の授業料および入学料の無償化、そして盲・聾学校分離など運動側の主張を多く取り入れた規定が盛り込まれた。しかし、制度上の画期性とは裏腹に、盲聾教育令付則には、地方の財政事情を考慮して、当分のあいだ府県立に代わって私立校での代用を認める規定や盲・聾学校の併設を引き続き認める規定など、いくつかの抜け道も残された（藤川，2007）。それでも、この盲聾教育令を機に、市立の盲・聾学校は随時県立へと移管され、盲・聾教育は公教育制度の中へと徐々に編入されていくのである⁽⁴⁾。

同法令においては、「盲人、聾啞者に普通教育を施し、その生活に必要な特殊な知識・技能を授けること」を教育目的として位置づけた（文部省，1981）。すなわち、近代公教育としての盲・聾教育は、学制の国民皆学（人民普通教育）の理念の下、小学校や中学校に準じたカリキュラムを教育方法上の特別な配慮を用いて盲聾児に教授すると同時に、諸個人の職業的自立を可能とするための「特殊な知識・技能を授ける」ことを目的とする職業技術教育として成立するのである。平田（1986）の指摘にならうなら、盲聾教育令の公布は、内務省と文部省の関与による盲児・聾啞児の教育・保護という段階から、文部省の行政・政策分野として特殊教育が独立する画期を意味した。盲教育の場合、その理念は点字や触覚教材を用いる教育方法、ならびに鍼灸マッサージを中心とする職業技術教育として具現化するのである。

VI. 考察

以上の考察から明らかなように、障害児教育における教育思想、教育方法、教育制度は、すでに、戦前において確立されていたのであり、戦後の教育改革を通過した障害児教育もまた戦前の教育パラダイムを基本的には継承しながら、展開されることになるのである。このことは、学制における義務教育制度の創設以来、非障害児の教育と障害のある子どもの教育との間に「分業体制」が確立し、障害児のための学校教育が一貫して非障害児の教育から切断され、別トラックにおいて行われていくことを意味する。さらに、本論の考察にとって重要な点は、障害児教育の内部においても、盲学校及聾啞学校令の公布により、盲教育・聾教育がそれぞれ独立した教育システムとして制度化されて以来、両者の間に小さくない断絶が生じ、相互に有機的連関を欠いたまま長期にわたり併存してきたという事実である。障害児教育内部のこうした状況は、戦後の新学制を踏まえた盲・聾学校の義務制実施以降もおおよそ30年にわたって継続する。こうした情勢に変化が生じるのは、養護学校の義務制に向けた動きが活発化する1970年前後のことであった。

明治初期に成立する盲学校教育は当初、開明派官僚の企図により、近代公教育の一環として構想された。だが、天皇制公教育体制が確立し、富国強兵の国家目的が貫徹していく過程において、明治政府は盲児を始めとする障害児の教育を「人民相互の情誼」にゆだねるべきものとして放任したのだった。本稿では、教育の保守化、国家統制の強化が進む明治の時代状況を背景に教育制度の埒外に配置された盲学校の状況を概観した。盲学校が「盲聾教育令」制定運動を通じて公教育のなかへと組み込まれていくプロセスについて考察したが、盲学校が宗教家、篤志家、地域の学校教員の手によって設立されていく過程がみてとれた。平田（1989，p.31）が示唆するように、盲教育の設立運動の意図は、『社会的正義』の理念を、政治、経済、社会、文化等の全社会生活の領域に実現することを意味しており、『社会的正義』を教育において実現するとは、『教育の機会均等』の理念を徹底することなのである。また、「小学校から大学に至る学校教育というタテの方向と貧困児童教育や特殊児童教育をもその一環に含み込んだ社会教育というヨコの方向」（平田，1989，p.31）で盲教育の確立が検討されてきた。このように、盲教育は、地域社会との連携によって確立されてきた一面があり、社会教育とも密接な関係があることが明らかになった。

【注】

- *⁽¹⁾ 盲者・聾啞者以外の障害児に対する教育は、この就学猶予・免除規定の成立により、これ以降、大幅に立ち後れていくことになる。この点と関連して西田美昭は、国家のために「無用を転じて有用となす」という障害児教育観が、明治期の盲・聾教育の形成と発展に大きく寄与する一方で、社会のために「有用」とはなり得ないと見なされた他の重度障害児の教育を著しく阻害したと指摘している。
- *⁽²⁾ しかし、視覚障害者と聴覚障害者に対する教育は、盲学校と聾学校のそれぞれ別々の学校で行なうべきとの考えが表明されたのはこのときが初めてではない。これは、近代盲・聾教育の創設期に既に提起されていた課題であった。山尾庸三は、太政官に提出した建白書において、盲学校と聾学校の2校を分けて創設すべきことを建議していた。そこには、盲者と聾者では、教育方法に大きな違いがあることへの認識があった。後に彼は、中村正直らとともに楽善会の設立に尽力し、訓盲院の教育計画を主導していくことになる。また、京都盲啞院の設立に尽力した遠山憲美も京都府知事の慎村正直に提出した「盲啞訓聾設立ヲ促ス建議意見書」という意見書において、「訓盲院訓啞院ノ二院ヲ設立在ラセラレン」と訴えていた。
- *⁽³⁾ 初期のほとんどの盲啞学校設立運動では盲生の教育が目的であり、啞生の教育は、創設過程あるいは創設後まもなく追加されるのが通例だった（中村・岡、2011：p.12）。
- *⁽⁴⁾ 岡らは、盲・聾啞学校令の意義と本質を究明するには、盲・聾啞学校令が実際に、盲児と聾啞児の就学機会をどの程度拡大させたのか、盲啞学校教育の質を、どの程度、そしてどのように改善したのか等を全体的に把握することが不可欠であるとし、財政力、就学状況、教員雇用条件、学校数、学校組織について、盲・聾啞学校令公布前と後の比較を試みている（岡・佐々木・中村、2013）。

【引用・参考文献】

- 浅野仁一郎（1971）「小学校弱視児に対する教育相談（巡回指導）の試み」『盲教育』第34巻，pp.12-19
- 芦田千恵美（1982）「日本近代盲教育史論」『関東教育学会紀要』第9巻，pp.10-24
- 荒川勇・大井清吉・中野善達（1976）『日本障害児教育史』福村出版，p.52
- 荒川勇（1992）『戦後盲・聾教育の運動と制度的整備』田研出版
- 荒木榛一（1979）『盲教育』第46号・第47号（合併号）

pp.182-183

- 五十嵐信敬（1986）「盲学校教員養成課程の現状とこれからの盲児教育」『視覚障害』第83号，pp.31-45
- 岩崎洋二（1996）「筑波大学附属盲学校の将来計画」『盲教育』第85号，p.108
- 岡典子・佐々木順二・中村満紀男（2013）「大正12年盲学校及聾啞学校令の教育の質の改善に対する効果—公布前・後の実態比較に関する研究構想」『障害科学研究』第37巻，pp.129-143
- 岡本福丸（1997）『近代盲聾教育の成立と発展—古河太四郎の生涯から』日本放送出版協会
- 柿澤敏文・香川邦生・鳥山由子・中田英雄・池谷尚剛・佐島毅（2002）「全国盲学校児童生徒の視覚障害原因等の実態とその推移」『心身障害学研究』第26巻，p.165
- 加藤康昭（1972）『盲教育史研究序説』東峰書房
- 金森裕治（2004）「これからの視覚障害教育について（I）」『大阪教育大学障害児教育研究紀要』第2巻，pp.45-53
- 木塚泰弘（1976）「座談会 全員就学にそなえて：盲学校教師の自覚と態勢整備を」『新時代』3（30），p.9
- 京都府立盲学校資料室（2015）
www.kyoto-be.ne.jp/mou-s/siryousitsu/1page.htm
で閲覧可能（閲覧日：2015.9.16）
- 倉石一郎（2005）「福祉教員制度の成立・展開と教育の〈外部〉：高知県の事例を手がかりに」大阪市立大学人権問題研究センター『人権問題研究』第5巻，pp.71-90
- 慎英弘（2008）「盲・聾学校分離の歴史」『視覚障害』第238号，pp.1-12
- 杉野昭博（1997）『「障害の文化」と『共生』の課題』青木保ほか編『岩波講座文化人類学 第8巻 異文化との共存』岩波書店，pp.247-274
- 全国盲学校長会編（2000）『視覚障害教育入門Q&A』ジアース教育新社
- 武川正吾（1999）『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会』東京大学出版
- 谷合侑（1996）『盲人の歴史』明石書店
- 谷合侑（2005）『視覚障害者（児）の教育・職業・福祉』視覚障害者支援総合センター
- 東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校（1976）『視覚障害教育百年のあゆみ』第一法規出版
- 中野善達・加藤康昭（1967）『わが国特殊教育の成立』東峰書房
- 中村満紀男・岡典子（2011）「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討—明治初期から1923（大正12）年盲学校及聾啞学校令まで」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第7巻第1号，pp.1-33
- 西田美昭（1985）「近代日本における障害児教育の特質」

- 東京大学社会科学研究所編『福祉国家6日本の社会と福祉』東京大学出版会, pp.251-315
- 平田勝政 (1986) 「大正デモクラシー期の文部社会教育課と特殊教育—1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児教育振興策の展開」『教育科学研究』第5巻, pp.49-65
- 平田勝政 (1989) 「大正デモクラシーと盲聾教育—『盲学校及聾啞学校令』の成立過程の分析を通して」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第37巻, pp.21-44
- 平田勝政 (1990) 「昭和戦前期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第39巻, pp.67-82
- 平田勝政 (1994) 「戦前の社会事業分野における『精神薄弱』概念の歴史的研究」『日本教育学会大会研究発表要項』第53号, pp.73-74
- 平田勝政 (1995) 「明治期における「精神薄弱」関係用語・概念の検討—「低能児」概念を中心に」『日本教育学会大会研究発表要項』第54号, pp.114-115
- 平田勝政 (2000) 「城戸幡太郎文献目録(戦前編)」『長崎大学教育学部紀要(教育科学)』第59号, pp.17-32
- 平田勝政・久松寅幸 (2003) 「戦前日本の盲学校教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察」『長崎大学教育学部紀要(教育科学)』第65号, pp.29-44
- 平田勝政 (2013) 「戦前における障害児教育の成立・展開と変質」中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店, pp.115-130
- 藤川華子 (2007) 「川本宇之介の教育構想—「盲学校及聾啞学校令」起草時を中心に」『中央大学大学院研究年報』第37巻, pp.65-78
- 藤田真一 (1982) 『盲と目あき社会』朝日新聞社, pp.322-324
- 堀正嗣 (1997) 『障害児教育のパラダイム転換』明石書店
- ニール・ポストマン著・小柴一訳 (1985) 『子どもはもういない—教育と文化への警告』新樹社.
- 牟田口辰巳・大内進・野田佑治・金本りせ子・佐藤光子 (1995) 「特集 盲学校における通級による指導に関する実践的研究」『視覚障害』第135号, pp.1-21
- 村田茂 (1997) 『日本の肢体不自由教育—その歴史的発展と展望』慶応義塾大学出版会
- 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会 (1978) 『京都府盲聾教育百年史』京都府教育委員会
- 文部省 (1978) 『特殊教育百年史』東洋館出版社
- 文部省 (1981) 『学制百年史』帝国地方行政学会
- 山口薫・金子健 (2000) 『改訂 特殊教育の展望』日本文化科学社